

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和4年4月25日(月) 議場
2. 出席委員 五島誠委員長 谷口隆明副委員長 赤木忠徳 林高正 横路政之 宇江田豊彦
坂本義明 堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田讓二議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 丸飯龍太議会事務局主任主事
5. 説明員 島田虎往総務部長 加藤武徳企画振興部長 東健治総務課長 福本敬夫財政課長 山根啓荘商工観光課長 中廣勝文総務課総務法制係長 高浦光司財政課財政係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 23名
8. 会議に付した事件
議案第90号 令和4年度庄原市一般会計補正予算(第1号)

午前10時30分 開 議

○五島誠委員長 これより予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

議案第90号 令和4年度庄原市一般会計補正予算(第1号)

- 五島誠委員長 議案第90号、令和4年度庄原市一般会計補正予算第1号を議題といたします。執行者から説明を求めます。総務部長。
- 島田虎往総務部長 本日の本会議におきまして上程いたしました一般会計補正予算第1号につきまして御審議をいただきますので、よろしく願いいたします。総括的な説明につきましては、既に本会議で行っておりますので、事業の詳細について担当課から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 五島誠委員長 総務課長。
- 東健治総務課長 それでは総務部総務課所管の令和4年4月補正予算案について御説明をいたします。令和4年度一般会計補正予算書の10、11ページをお開き願います。10ページの2款1項1目、一般管理費でございます。11ページ、説明欄の03、総務一般管理事業といたしまして、木質バイオマス利活用プラント整備事業に関する住民訴訟の判決に対しまして、控訴を提起することにより、各争点についてそれぞれ市の主張を行うため、弁護士への委任費用といたしまして、着手金231万円、成功報酬495万円の合計726万円及び手続にかかる印紙代2万円を計上するものでございます。総務部総務課所管に係ります説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。谷口副委員長。
- 谷口隆明副委員長　　ただいま説明がありました内訳ですけれども、成功報酬 495 万円とありました。これ弁護士法、私わからないので最初からそういう仕組みになっているかもわかりませんが、第一審のときも着手金と成功報酬を合わせて、正確ではありませんが、600 万円ぐらいの予算を組んでいたのではないかと思うのですが、第一審が敗訴いたしました、敗訴しても成功報酬はそのまま残っているものなのかどうか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。
- 五島誠委員長　　答弁。総務課長。
- 東健治総務課長　　一審に係ります弁護士委託契約につきましては、平成 27 年 8 月に契約を締結いたしております。そのときにおきましては、着手金 97 万 2,000 円、報奨金 129 万 6,000 円の合計 226 万 8,000 円で業務委託契約を締結いたしております。今回の一審に判決におきまして、この着手金につきましては、契約と同時に支出を終えております。成功報酬につきましては、今回、予算執行をすることといたしておりません。
- 五島誠委員長　　谷口副委員長。
- 谷口隆明副委員長　　一審のときは、着手金と報償金というのは、これは成功報酬ではないのですか。成功報酬というのがたしかあったと思うのですが、それはどうだったのでしょうか。
- 五島誠委員長　　答弁。総務課長。
- 東健治総務課長　　先ほど申しました 129 万 6,000 円が成功報酬に当たるものでございます。この部分につきましては、今回の一審判決に基づき予算執行はいたしません。
- 五島誠委員長　　他にありますか。宇江田委員。
- 宇江田豊彦委員　　先ほど本会議でもお伺いしたのですが、起因する木質バイオマスプラント整備事業補助金について、債権があると本会議の中で答弁されました。この債権の回収の見込みはほとんどない、全くないと言ってもいいのではないかと思います、取れると思っていらっしゃるのかどうか。そういうめどがあるのか、お伺いしておきたいと思います。
- 五島誠委員長　　答弁。商工観光課長。
- 山根啓荘商工観光課長　　御質問にお答えします。債権についてでございますけれども、これについては、市としましては債権回収に努めたところなのですが、債権回収には至りませんでした。今後についても債権回収についての見込みはないところでございます。
- 五島誠委員長　　他にありますか。福山委員。
- 福山権二委員　　この予算案、裁判、そしてバイオマス事業という大変重要な案件を提案されていると思うのですが、市長が積極的に発言されない、市長が何を考えておられるかよくわからないところがありますので判断に苦しむのですが、この予算案の提案、何回も聞きますけれど、市民にとってプラスになる、市民の福祉の増進という、いわゆる市民にとってプラスになるということがないと、この補正予算は公金の支出はできない。執行者の皆さんが毎年予算案も出されます。また、補正予算も出されますが、全ての市民の生活にプラスになるために、全てそのために提案されております。その中身の多い少ない、有効性を議論しますが、今回のこの補正予算案は市民にとってプラスになることがどれだけあるのか。どこがプラスになるのかということがないと。なぜこれが地方自治法上、市民のプラスになる予算だと言えるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 議員御指摘の市民の利益の内容というところでは、認識が一致しない部分もあるかと思いますが、今回の件に関しましては、今回の事業のスタート時点で、市は当時、事業実施の中で、調査等確認も随時行ってきておりますし、国ともしっかりと協議する中で、必要な書類も国にも確認をいただき交付決定して、かつ、議会への説明もさせていただく中で予算議決もいただいて取り組んで、適正に執行してきたと考えております。また、この事業に取り組んだ目的でございますが、環境貢献を初め、林業振興、これらを通す中で、市の活性化へも結びつけていくという中で、この事業の取り組み、公益性を有する事業だったと考えております。これらについて、これまでも市の認識、考えをしっかりと説明をし、取り組んでまいりましたが、市の認識と第一審の判決内容が食い違っているということで、市の考えは補助金支出については違法性がないというところをこれまでも訴えてきておりますので、これを改めて丁寧に控訴審で主張し、そのことによって市民の皆さんに対する行政の説明責任を果たしていきたいという考えの中で、これらの点が市民の利益等に結びついてくるものと考えております。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 総務部長、そういう説明を何回も聞いて、要するに、行政責任を全うするためにこの裁判をする。行政は正しくやっているのだということを確認するために裁判をする。そのことが市民の利益に合致するのだという説明になっていないではないですか。市長の、行政の思いであって、裁判で明らかにすることがどうして市民のプラスになるのですか。常に行政はきちんとやっていたでしょう。それが今回そうではないという判決が下って、それはそうではない、行政はきちんとやっていますということを市民にアピールしたいからですか。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 繰り返しにはなりますが、今回の事業につきましても、先ほど言いますように、市とすれば、地方自治法 232 条の 2 に違反するものではないと考えています。ただ、判決の中でいきますと、市の事務執行上の手続に問題があったというところ、また、それぞれの調査が行われてない。強いて言えば、事業自体ももともと取り組むことがおかしかったというようなところの御指摘になっています。当時の事業の中でいきますと、そういう点は市のほうはなかったと考えていますので、今後、市が取り組もうとするいろんな国の事業等も含めて、市の適法性については訴えていかなければいけない。これが、今後、市が取り組んでいく各種事業の中へも影響してくるという考えもありますので、その点についてしっかりと控訴審で訴えていけば、またいろんな事業をやっていく中でも市民への利益というところに結びついてくるものと考えております。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 部長申し訳ないけれど、今の説明でもこの裁判を再審査請求する、控訴するという理由がもう一つ不明瞭なのです。なぜかという、この判決は庄原市の行政の責任者、権限者の滝口前市長に対して賠償しなさいという判決なのです。要するに、別に市民に訴えられたわけではなくて、今の市長が前の市長の行政執行によって不十分が生じて、これだけの賠償責任は庄原市にできたのだから、それを滝口前市長に求めなさいという裁判ですから、行政の長としての木山市長にそういう行為をしなさいということですから、今の説明では、だから市民と関係があると聞こえないのです。市長がそのことについてやらないということですから。一切合財 1 から 4 までの争点で、滝口前市長に

については全く問題がないということを改めて今回の控訴審でやるのか。やりなさいという裁判の結論なのに、それが市民にとってプラスになるということがどうしても理解できないのですが。不十分だったという点の判決がありました。それを請求しない、それもあくまで前の市長は行政として全く問題がない。だから債権を回収できない。そうすると、市民が言うべきであるということになると、市民にとっては大損ではないですか。市民にとって大損になることを、あえてまた市の公金を使ってやるのですか。市民にとって大損ではないですか。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 御質問にお答えします。確かに判決としましては請求せよという内容ではありましたが、その前提となる判決の中で、庄原市の補助金交付決定に違反があったという指摘を受けているので、そういった判断について説明が不足している点があるので控訴審という上級審の中で、もう一度判断をしていただきたいという考えでございます。そうする中で、また判決というものが出てくるものと考えております。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 説明はいつもそこで終わるのですが、もう控訴文書は完成しているのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 控訴理由書につきましては、現在、提出に向けて準備を行っているところでございます。控訴状の提出後 50 日以内での提出と定められておりますので、その期限に向けてたゞいま準備をしているという状況でございます。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 控訴理由書については今作成している。まだつくっていないということですね。そうすると、商工観光課長が言ったように、補助金の決定について不適際があったことについては違うのだということについて、どこがポイントかということについて、まだ決まってないということですか。控訴理由書はきちんと議会に示さないで控訴審を認めるというのは、非常に議会としてどうしてもオーケーできないということになると思うのですけれど。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 現在、準備していると申し上げましたのは、提出書類として作成する準備をしているということで、控訴理由書の内容については、これまでも控訴状の提出において説明もしてきております。各争点における市の考えというものも説明させていただいております。そういった内容を控訴理由書という文書に現在、整理しているところでございます。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 そういう説明であるので中身がわからないのですよ。要するに、争点 1、2、3、4 があったからこれまでの説明では内容は同じことで争うとおっしゃいましたので、争点 1 のこの部分の判断が不足していると。だから争点はこの部分だと。そういうものがないと、どこを争うのかわからないので、今、準備をしているのだと言われたので、どこを争う視点になっているのかわからないので、これでは議会としても認めようがないと思うのです。そう思うので、その控訴理由書は、考えがあるのなら、この場でも争点 1 ならこの部分だと。争点 2 はこの部分だと。争点 3 のこの部分をもう 1 回審議してほしいと。審議するだけの価値があるし、余裕があると。まだ伸びしろがあるとおっしゃるなら、そこを言ってもらわないと、同じことを控訴審で言って、違う裁判長なら違うかもしれ

ないというような、そういう希望的なことで公金は使えないですからと思うのですけれど、その点を明らかにしてください。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 控訴の理由でございますけれども、控訴の理由につきましては、これまで判決書の中で庄原市の主張がありました。そして裁判所の判断がありました。ポイントとしましては、前回お示しした資料が大きなポイントなのです。その中で、裁判所の判断が判決書の中に書いてありますので、そこと庄原市の主張の部分がどういった部分に細かく違いがあるのか。そういった点をしっかりと控訴理由に値するように弁護士と協議をしながら詰めていきたいと考えております。すぐに控訴理由がこういったもので、本当に控訴理由になるのかどうか、そういったところの問題もありますので、そういった中で50日間という期間が定められております。大きなポイントとしては説明をさせていただいたとおりなのですが、再度、協議してまいりたいと考えているところです。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 そう回りくどく言わず、わかるように言ってもらいたいんだけど、木山市長は判決の中で、争点が4つある。その中で、市長がここは争えと。この部分を争えと。もう判決文が出ているわけですから、その判決文の何ページの何行から何行まで、この部分がどうなのかと市長がきちんと指示しているのですか。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 この部分というのは議員全員協議会でもお示しさせてもらったとおり、この資料の中で、この部分が、例えば、具体的に言いましたら、裁量権の問題であるとか、地方自治法の公益性の問題であるとか、そういったところが市としては主張が違うのでというところは説明させていただいているところです。そういったところを控訴理由の中でしっかりと説明をしていきたいと考えております。

○五島誠委員長 他にありますか。谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長 事業の公益性があったということとか国との協議で云々と言われるのですが、この事業は、私も平成25年11月だと思うのですが、農水省に行ってバイオマス資源課の課長さんと話をしましたが、事業計画を立てて、実際に一切操業もしなくて破綻したというのがバイオマスはたくさんあるけれども、庄原市だけだと。極めて異例な事態だというように本省の課長さんも言われました。それぐらいで、結局、公益性があろうが何があろうが、一切事業ができなくて、それでそのことを裁判所は、今回、材料の調達についても、会社の資金調達についても、販路先についても、全くしっかりしたものはなくて、全部市は事業者の言いなりでやってきている。実際それが少しでも営業していたのなら、今、市がおっしゃることもわかりますが、全くそれやらなくて、いまだこの事業は公益性があったとか、国が認めたとか。国が認めたということについても、裁判では、国は庄原市に対して、庄原市さんあなたが補助事業者です。あなたがその補助事業で責任者だから、もし失敗したら庄原市がお金返すのですよと。庄原市とグリーンケミカルのやりとりについては、実際庄原市の責任でやっているわけですから、私も岡山の農政局に4回行きましたけれども、たくさん事業がある中で、そこまで細かくグリーンケミカルと庄原市の関係まで調べるような職員がいませんと。やはり庄原市がきちんとチェックマニュアルに基づいて大丈夫だと言えば、それは認めざるを得ないというのが中四国農政局の立場なのですから、そのことを利用して、農政局が認めたからとか、そんなことを言っ

ていたら、本当に庄原市は全国から恥になるのではないかと思いますよ。だからこんな裁判をやるということは本当に情けないと私は思います。その点についてどうですか。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 確かに事業が失敗をしたということは反省すべきとは考えております。ただ、今回の裁判については、先ほどと同じ繰り返しになりますが、第一審判決で庄原市の敗訴となりました。そういった中で、控訴審でもそういった第一審の判決に異論があるということでございましたら控訴できるということがございますので、控訴審の中で、もう一度、庄原市の主張がどの程度認められるのかといったところも審議をしていただきたいと考えているところです。

○五島誠委員長 谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長 一般的に控訴審をする場合は、基本的には一審が重視されて、一審の中で裁判所の判断、これは基本的には3人の裁判官が合議して決めたもので、大きな矛盾や問題はないと思いますが、そういう大きな矛盾や問題点があれば確かに控訴審でもかなり闘われますが、そうでなければ、基本的には一審の判決が重要視されます。そういう中で、あえて庄原市が控訴するということが非常にわかりません。しかもこの判決を下した裁判長は、4月1日付で広島高裁に異動していますよね。そういうことも含めて、庄原市はこの控訴をすることによって、絶対に庄原市が正しいということが言えると本気で思っているのかと。この判決文やこれまでの経過、庄原市が第三者委員会で求めてやったときも、もっと早くいろんな問題点を見つければ、これはやめることができたということや弁護士さんを中心とした第三者委員会で指摘されていたような問題ですから、いまだにそのことを引っ張って言っていたら、私は本当に庄原市は、先ほど言いましたが、国とか県とかに、何をいまだにそんなこと言っているのかと。失敗したのに何を言い訳しているのかと。失敗はしたけれども問題なかった。そんなことが成り立つ世の中は、そんなことはないと思う。だから控訴されるということは非常に無謀だと思います。いくら言っても市長が控訴すると言われたのでしょけれど。しかし、本当にこの裁判制度というものをしっかり研究されないと、棄却されることだって十分考えられますので、そういうことも含めて考えておるのかどうかお伺いしたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 繰り返しの答弁となりますが、一審判決で、これまで市が主張してきたものが受け入れられていない部分があるということ。事実の誤認といえますか、市の考え、主張が受け入れられてない部分、また、認識の食い違いといった部分もありますので、第一審の判決に対して現行の司法制度にのっとって控訴状を提出していくと。控訴状の提出におきましては、この後、裁判所の判断ということとなりますので、棄却の可能性が全くないということはないかと思います。まずは控訴状を提出し、控訴理由書を提出し、上級審の判断を仰いでいこうというものでございます。

○五島誠委員長 谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長 そういう控訴をされるということは、やはり先ほど農水省の話をしたように、事業が少しでも操業して失敗したのであればその理論も成り立つと思いますが、全く操業もしていない、プラントも完成していない、そういう事業について、庄原市はしっかりそれが検査できていなかったとかいろいろ言われていますが、なぜそれに反論できるかと。普通の市民の感覚から考えたら、成功したのなら、それは、今、皆さんおっしゃっていることはわからないこともないですが、全く成功していない事業で、プラントもできてなかったのでしょうか。そういう事業でまだそこまで言い張れるとい

う神経というか、よくわからないのですが、本当にそれは執行者の総意でそういうことになっているのですか。そこは改めてお聞きしたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 第一審の判決を受けまして、その内容について判決文等も読んでいく中で、市としてこれまでの主張と判決内容が食い違っている部分、市が主張した部分が御理解いただけてない部分があるので、改めて上級審の判断を仰いでいきたいということで、内部で考えを取りまとめる中で控訴状の提出に至ったものでございます。

○五島誠委員長 他にありますか。林委員。

○林高正委員 いろんな御意見を聞いていると不思議やけど、今回の裁判というのは滝口前市長の判断が誤っていた、正しくなかった。だから市が賠償責任を追及して、お金を返せと。それは適法ですよという判決なのですよ。ですから、今、執行者の皆さんが言っていらっしゃることは、端的な言い方をしたら、滝口前市長の判断は正しかったと認識して控訴するという御意見なのです。あのことは失敗だった、これがどうだった、そういうことではないのです。市民の皆さんは、一般財源、税金から返還命令のお金2億3,000数百万円を返還したのだと。それは市民が不利益をこうむったから、当然その失敗をした責任者である滝口前市長にお金を請求しなさいと。これは当然の権利ですよということで判決が出たのです。先ほどからいろんな方がおっしゃっているけれど、これを控訴すること自体は事業も正しかった、滝口前市長も正しかったと。そのことをやるということですから、それは木山市長の口からきちんと説明ができない限りは絶対にこの予算を通すわけにいかないのですよ。市民の代表である議員がここでああそうですかというようなことは絶対に言えない。皆さんも執行者サイドで、当然トップの市長がこのようにやるという方針を示されたのなら、その指揮官が話さない限りは我々には真意は伝わらない。そのことを私は強く言いたい。市民が不利益をこうむったから訴えたのですよ。裁判所は、だから認めたのですよ。そういった論法から言うと、今回控訴することはまかりならない。恥の上塗りだと私は思う。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 この判決については、確かに庄原市に請求を前市長にしなさいという判決でございました。しかしその中心的な争点を見る中で、例えば、交付決定前の判断であるとか、あるいは最終的にはその損害と庄原市の返還の因果関係の問題であったりとか、そういった争点が整理された後に判決として請求せよということでございました。そういう争点の中のところを裁判所の判断が出たものですから、そういった庄原市の主張と違う部分があるので、そこはもう一度、控訴審の中で審議していただきたいということでございますので、現在、確かに一審判決は出たのですけれども、そういう不服があったりする場合は控訴することも認められておりますので、そういった中で、市としては控訴しようという判断をしたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○五島誠委員長 林委員。

○林高正委員 4月11日でしたか、滝口前市長が控訴されました。彼は自分の判断が正しかったから、多分控訴したのだらうと思います。ならば彼に自分のお金で控訴してもらって証明してもらったらいではないですか。もともと引き起したのは庄原市と言いますが、責任者は滝口季彦前市長ですよ。なぜそれを追認して庄原市が控訴する必要があるのか。先ほども総務課長の答弁ありましたが、却下される可能性もあります。それは裁判所の判断であろうと思いますけれど、別に庄原市が控

訴することが一番なのか。この解決策はそのほかにないのか。そんなことは一切考えずに、とにかく控訴。そればかり言っているではないですか。それはメンツの話ですか。庄原市は国が言ったからそれに従ったとか言うけれど、先ほど谷口議員も言っていたけれど、何度も言われているのですよ。最終的にそんなことを言っていて、失敗したら庄原市が返すのですよと。そのことを何度も念を押されている。山根課長も担当者として何度も聞いているはずだ。そういう内容がわかっていながらさらに控訴するというのは愚の骨頂。私はやめるべきだと主張します。

○五島誠委員長 滝口前市長が控訴したので任せればいいのかという質問です。答弁いただきます。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 滝口前市長は 11 日付で控訴されたと聞いておりますが、滝口前市長は滝口前市長の考えで控訴されたものと考えておりますけれども、市は市として、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、裁判所の判断に市の主張と違いがあるので、その点は改めて審議していただきたいという考えで控訴したものでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 2014 年 12 月だったと思いますが、補正予算を組んで、2 億 3,800 万円余り国へ返還する補正予算の修正可決を議会がしていることは、皆さんも御存じいただいていると思います。そのときに、なぜ修正可決をしたのか。その補正予算の提案をなされたとき、市長は、特定財源によってこれを返還するとおっしゃいました。しかし、先ほど来の議論の中でも明らかにおり、特定財源はまず不可能。債権者から債権を獲得することは難しい。もうそれが明らかですから、本市としての責任を明確化して、結果としてどこからお金が出ていくのかということをも市民の皆さんに理解をしてもらうため、議会は修正をしたのです。それも議員全員一致で修正をしたという経過がある。それなのにもかかわらず、今回この補正予算の提案というのは、この議会で可決されると判断をされているのかどうなのか、非常に私は疑問なのです。そのことについてお伺いしたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 市から国へ返還をする際に、予算を議決いただいた中で、先ほど言われたような修正案によりまして可決されたというような状況がありました。今回については見込みがあるのかということでございますけれども、市としましては、繰り返しになりますが、裁判所の判断と市の主張に食い違いがあるので、その点は主張していこうという判断でございますので、可決をお願いしたいという考えで提出させていただいているところです。

○五島誠委員長 他にありますか。松本委員。

○松本みのり委員 市の控訴が権利であるということで、今回裁判にかかる弁護士費用と印紙代 728 万円を予算案に出されています。では、この控訴に係る、今度は住民の側の弁護士費用、裁判費用は誰が払うべき費用と考えられているかを教えてください。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 原告、被告等ありますけれども、控訴人、被控訴人という立場がございます。それぞれの弁護士につきましては、それぞれの立場で負担するということになるかと思っております。

○五島誠委員長 松本委員。

○松本みのり委員 市の控訴は権利であって、当然公金を使うけれども、市の手続調査の不備を問う場合は住民みずからが払うべきと考えられているのでしょうか。

○五島誠委員長 答弁。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長 御質問にお答えします。それにつきましては、被控訴人ということになりますので、被控訴人の中で支払われるべき費用と考えております。

○五島誠委員長 他にありますか。福山委員。

○福山権二委員 控訴について市長の思いは強いのだらうと思うのです。行政全体で十分議論をしてそういう結論が出たとはなかなか思えないのです。当然、皆さんが答弁されるのですが、ひとつやはり市長がこの場へ来て、この議会に、議員に対して公金を使いたいと。その理由はこうだと。市長に来てもらえばいいのですが。この委員会で呼ばばいいのだと思うのですけれど、ひとつのそういう前提に立って伺うのですけれど、市長も常々、市民に寄り添って、市民の声を十分に聞いて行政をします。これが中心の姿勢です。これは何回も施政方針でも話しておりました。今回、そのことによりまして、この裁判の結果、その判決を見て、庄原市民がこれは何とかしないといけない。この判決はけしからんと。庄原市民の誰かが要請文を持ってきたり、行政へぜひこれは控訴してくれというような声は挙がっているのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 一審判決の後、市民の方から控訴に向けて取り組むべきだ、あるいは控訴せず、この一審の判決を受けとめるべきだ。双方そういった御意見というものは頂戴しておりません。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 控訴すべきだという意見が市民の中から市長を動かすぐらいの声が挙がっているのかどうか。1本あった2本あったではなく、この裁判は、庄原市民の皆さんが原告になられました。庄原市の調査委員会を市長みずから組織して、決議が出ました。議会も、今、宇江田議員が言われたように、1つの結論を出しています。その流れは今の判決と同じ内容で、実は庄原市の特別調査委員会も議会もそういうように流れていますから、市民の見解はこの判決でいいというふうになられているのは間違いないと思うのですよ。それを凌駕するような、庄原市民がこれを控訴してやるべきだということがあるのかどうかと聞いたのです。それがないと、庄原市の市民の行政の代表者である、庄原市民の声を代弁する、生かす、そうやって市行政を執行する市長として、それが無いなら勝手にやっていることになるのではないですか。少なくともこれに対して、市長がつくった調査委員会、議会、十分議論して、前の滝口市長の行政ミスがあったと。責任を含めるという結論を出しているわけですよ。判決もそのとおりだった。だから議会も、市長のつくられた調査委員会も全て庄原市民の声は滝口前市長に責任をとれと。そこに責任があったというふうに流れているわけですよ。庄原市長が自分の名目のために公金を使うということは、庄原市民がそれはオーケーしているということにならないとできないと思うのですよ。そういう関係を考えているのかという1つ。それがあかないかを別にして、これを庄原市議会に提案して、市議会がこれを可決すれば、これは市民の声だと。今回の補正予算は議会がオーケーしたのだから、どんな理由があろうとオーケーしたのだから、たとえ控訴して棄却になって、ほとんど意味がなかったとしても、それは議会が、市民が責任を持つのだと、そういう立場で議会に提案されているのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 先ほどの質問の冒頭にもございましたが、市長につきましては、市民の声をしっかり聞いて、市政に生かしていく、これまでの考えに変更はございません。という中で、今回、先ほ

ど総務課長も申しましたが、市へ控訴しろという内容の連絡なり、もしくは控訴をやめろという電話等は入ってない。職員のところには入ってないということではありますが、市長のところには直接入ったかどうかというのは私たちは把握いたしておりません。ただ、何回も繰り返しになりますけれど、これまでの裁判の中で、市として立場をしっかりと主張し、取り組みをしてきたところを説明して、資料提供等もしてきましたが、なかなか裁判所の事実誤認といえますか、市の思いを組み入れてもらっていない部分が多々ありますので、また、補助金返還につきましては、間接補助事業者の代表者らによる不正行為が原因で発生したという部分でもございますので、そういう点も踏まえて、しっかりと市の考えを改めて主張し、控訴の中で詳細等の説明をしていきたいということがございますので、御理解いただきたいと思います。

○五島誠委員長 他にありませんか。吉川委員。

○吉川達也委員 この補正予算案の中にあります弁護士費用について詳細にお伺いしますけれども、抱える弁護士の人数は一審と同じと考えてよろしいですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 内訳につきましては、本会議の中でも、また、予算決算常任委員会の中でも御説明させていただいたところでございますけれども、今回、控訴審の控訴活動、短期間に控訴理由書を取りまとめでいただく必要がございますので、3名の弁護士で対応する予定といたしております。

○五島誠委員長 吉川委員。

○吉川達也委員 その3名の方については、一審と同じと捉えてよろしいでしょうか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 第一審のときに担当していただいた顧問弁護士を含めた3名ということといたしております。

○五島誠委員長 他にありませんか。政野委員。

○政野太委員 先ほどから控訴をすべきでないという意見が大変多く出ているところなのですけれども、私は全員協議会等で確認させていただいた中では、滝口前市長が11日に控訴された。もう既に控訴審に移行しているという状況を聞いております。例えば、今のお話の中でいうと、被告人である庄原市木山耕三市長が控訴せずに確定判決というものを滝口さんの控訴を無視して受け取るということが可能なのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 第一審におきまして補助参加人でありました滝口前市長が4月11日に控訴状の提出をされました。それとは別に、4月13日庄原市として控訴状の提出をいたしております。日にちで申し上げますと、滝口前市長、補助参加人の控訴状の提出が先ということになっておりますけれども、この滝口前市長が控訴状を提出されたことによりまして、いわゆる住民訴訟は控訴審へ移行しております。この控訴審へ移行することによって、第一審の被告であった庄原市長が控訴人ということで、控訴審がもう既にスタートをしているという状況でございます。

○五島誠委員長 政野委員。

○政野太委員 第一審の判決を庄原市長と滝口前市長両方が受け取らないと受け取ったことにならないということよろしいですか。もちろん控訴されているので、その議論をしても仕方ないのですけれど、滝口前市長が控訴された時点で被告人が変わるわけではなく、木山市長が被告人として新たな控

訴審に移行したと今言われたのですけれど、それ以外の方法はもうないということによろしいですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 控訴状の提出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助参加人あるいは被告、どちらも控訴状の提出をすることは可能となっております。今回、補助参加人滝口前市長、また、被告の庄原市長が控訴状を提出しておりますので、先ほど申し上げましたとおり、住民訴訟については控訴審へ移行しております。仮に、現在庄原市が提出しております控訴状の取り下げを行った場合ですけれども、こうなりますと、現在、既に補助参加人として4月11日に控訴状を提出されておられる滝口前市長の控訴状も庄原市が取り下げることによって、一緒にといえますか、滝口前市長の控訴状も効力を失うこととなります。そうなりますと、第一審判決に対して主張したい思いを持って控訴状を提出された補助参加人滝口前市長については、自分の考え、思いを述べる場がなくなってしまふ。いや応なく第一審判決が確定してしまうという状況になってまいります。庄原市としましては、現在、この控訴状を取り下げるという考えはございませんので、現在提出している控訴状、滝口前市長、補助参加人も提出されておられますので、この住民訴訟について、次の上級審、控訴審ということで進めてまいりたいというものでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。吉川委員。

○吉川遂也委員 先般行われました全員協議会の中でもお話ありましたけれども、先般の全員協議会の中で欠席されておられた議員もいらっしゃったので、再度確認の意味で聞かせていただきますけれども、先ほど言われたように、補助参加人について控訴された中で、本市としては取り下げをしないと。仮にこの補正予算が否決された場合、どのような手法をもってこの裁判を進めるかという質問があって、その回答があったと言いますけれども、再度そのことについて、もしこの裁判にかかわる訴訟代理人の費用が認められなかった場合はどのような対応をするようになるのか御説明いただきたいと思っております。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 仮に今回の補正予算が否決となった場合ということでございますけれども、控訴審への対応ということで、法律に関する専門的な知見、あるいは法令に基づく各種手続等の対応が求められることとなりますけれども、弁護士への委託ができないということになりましたら、職員のみで対応していくことは、極めて困難な状況になると判断いたしております。

○五島誠委員長 吉川委員。

○吉川遂也委員 困難であるという言われ方をしましたけれども、いわゆる市の職員の中でその訴訟対応に当たるということによろしいですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 弁護士への委託ができない場合には、職員をもって対応してまいりたいと考えております。

○五島誠委員長 他にありませんか。林委員。

○林高正委員 総務課長に確認ですけれど、先ほど滝口前市長が控訴した。庄原市が控訴した。庄原市が予算が通らず取り下げた。そうすると自動的に滝口前市長のも取り下げになるという趣旨の発言をされましたけれど、私の認識は違うのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 仮に市が控訴状を取り下げた場合ですけれども、補助参加人として控訴された滝口前市長に関しては、第一審のいわゆる判決に対して主張するために控訴されたという状況でございます。そういった状況の中で、市が控訴状を取り下げたことによりまして、いわゆる住民訴訟が終了することとなります。いわゆる滝口前市長は主張していくことの機会を失うということとなっております。

○五島誠委員長 林委員。

○林高正委員 では、お金を今度返しなさいと滝口前市長に返還命令を出せばいいではないですか。それが一番真つ当なやり方ではないのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 市といたしまして、これまで第一審において説明等行ってまいりましたけれども、そういった中で、市の主張が受け入れられてない部分があると。また、市と裁判所の間で認識の違いがあるということから、控訴審、第二審において、現行の司法制度に基づいて、改めて提起をさせていただくというものです。

○五島誠委員長 林委員。

○林高正委員 私は法律家でもないし、専門家でもないからそんな深く言われてもわからないけれど、恐らくあなたたちは弁護士事務所の方と御相談されながらやっていたらっしゃるのだと思うのですけれど、私は一般論として、常識論として考えて、こういったばかげたことはするなど言っているわけですよ。だから何度も言うけれど、メンツだけのことでやるのなら、税金を入れてやる必要がどこにあるのか。そのメリットはどこにあるのかと私はずっと言っている。そんなものないでしょう。これがメリットですと言えますか。だから市長がきちんと提案理由を説明しなくてはだめだと言っている。多くの市民の人はすごく不満なのですよ。住民訴訟、みんなの思いがあって、6年8カ月かかってこれだけの判決が出たわけですよ。私も全部読ませていただきました。実際にかかわってやってきたから、それよりもっと違う面もある。もっとひどいこともある。議員の皆さんもその当時いなかった人も相当数いらっしゃるからわからないと思う。執行者の人もそうだと思う。だけど裁判所が6年8カ月かけて詳細に調べて、これはひどいということでこういう判決が出たということのを重く受けとめなければならぬと私は思います。答弁、結構です。

○五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 議会としてこの補正予算を否決した場合に、執行者とすれば、この裁判はやめなさいという市民の思いを、この議会で否決された場合は、市民の判断としてこれはやめなさいということがあって、なかかつ行政は弁護士抜きで裁判を続けるという言い方ですか。そうではないですか。もしここで否決されれば裁判はそれで終わりとして市長は考えていらっしゃるのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 否決されたことによって、この住民訴訟の裁判が終わりということではございません。控訴状の提出をいたしております。控訴審へ向けて、既に動き出しております。そういった中で、弁護士へ委任する費用、委託する予算が議決をいただけなかったということとなりますので、弁護士への委任、委託を行うことなく、控訴状を提出した後の手続等を進めてまいりたいと考えております。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 これは仮定の話ですから。しかし、今の考えは、市の考えは、庄原市民の代表が集ま

っている市議会で、これはもうむだなことだからやめなさいと。このことを決めたら、控訴したいから、その裁判費用をとるときに、それは公金を使ってはいけませんということをもし議会が判断したら、なおかつ庄原市長は、庄原市の予算の中で続けるというのは矛盾するのではないですか。議会で決まったことを忠実に実行するというのが執行者だと思うのですが、それでなかったら庄原市民の声を聞いて行政を執行するというにならないと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 控訴状の提出につきましても、市の執行権の中で 13 日に提出をさせていただいたところでございます。という中で、正規の手続を踏んでいく中でいきますと、どうしても弁護士が、訴訟代理人が必要ということで、今回、補正予算の提出をさせていただき、御審議をいただいているという状況でございますが、仮に否決ということになれば、先ほど言いましたように、市としては、引き続き、これまでの取り組みを踏まえる中で、控訴審で市の主張を丁寧に行っていきたいという考えでございますので、職員のみ、もしくは職員を中心に対応していくという部分について変更はございません。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 非常に重要な判断だと思うのですが、本当に庄原市長は、予算を否決された場合に、違った予算を使って、弁護士費用とは別に公金を使う、庄原市のお金は全部公金ですから、それを使って裁判を続けるというのは、庄原市の市民の意思と合致しないのではないですか。そうすると、別に補正予算の提案をもしなくても、自由にそういうふうに使えるのなら、あえてこの公金を使わせると。市民のお金を使いたいとおっしゃって、それが使えませんということは、裁判をもうやめなさいということですから、それをあえて、それならどこかほかのところから、例えば、不用額をどこかから持ってきて続けますというのなら、議会の判断はいらないのではないですか。市民の声を聞くという姿勢がないということになりますか、どうでしょうか。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 予算を流用とかということではなく、訴訟を弁護士へお願いをするという部分ができないという中で、市として市の考えをしっかりと主張していくという中でいきますと、なかなか対応は難しいとは思いますが、否決ということになれば、職員を中心に対応していかなければならないという状況には変わりはないというところでございます。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 もう答えてもらえないかもしれないけれど、要するに、議会に提案をしたお金は、裁判を続けたいと。市民合意として裁判を続けたいと。棄却になるかもしれないが、続けたい。それを議会がもし否決することになれば、市民見解として、これは裁判をやめたほうがいいとなると思うのですが、そうではなくて、たとえ市議会がその予算を否決しても執行者は粛々としてやりますということなのですか。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 繰り返しになりますが、13 日に控訴状を提出したことについても、執行権の中で司法制度に基づいて控訴をしてきたということでもあります。それを適正な取り組みの中でしようとすると、どうしても弁護士費用、訴訟代理人への委託が必要だということで、議会へ予算をお願いさ

せてもらってきたというところでありますが、御議決いただけるものと私たちは考えていますけれど、仮に否決された場合についても、訴訟については、繰り返しになります、庄原市の主張がこれまでも繰り返し取り組みはしてきていますが、認められてない、いわゆる裁判所との認識の違いがございしますので、その点について職員等で対応していくことも今後はありうるということでございます。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 今の総務部長の見解は、私の質問の答えになっていないのではないかと思います。要するに、議会に予算を提案し、それが控訴審を続けるための予算提案となりますと、否決された場合には、もう控訴はやめろという意思表示になると私は思ったのですよ。そうではないと。たとえ議会が市民の声として否決しても、庄原市民の声としてカウントしないと。別にどこかから予算を持ってきて続けますというのなら、そういう行政の執行姿勢でいいのですか。基本的には市民の合意のもとに進めるというのが基本ですから、予算案も合意されて初めて執行できる。たとえ否決されても私たちはやりますよというのでは、これは民主政治ではないではないですか。裁判かどうかは別にして、民主政治の根本が執行者のほうに、市長のほうに、否決されてもするよというなら、これは市の行政ではないではないですか。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 繰り返しになりますが、市の執行権の中で控訴状を提出してきたと。市の主張をしっかりとこれからもしていきたいという中で取り組んできたものであります。という中で、どうしても弁護士、いわゆる訴訟代理人にいていただいて、法的なところも踏まえる中で取り組みをしていきたいということで予算もお願いをさせていただいたところでありまして、先ほど言いましたように、否決された場合については、職員で現段階では対応していく形になろうと考えております。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 そこははっきりさせてもらわないと、今後のことがありますので。どういうことが起こるかかわからないですが、少なくとも庄原市の行政として、執行権の範疇でやるのだと。その執行権が発生するのは、市民合意の範疇でしか執行権はできないでしょう。市民合意を無視して執行権はあり得ないわけですから、一般的に三審制があるから控訴権がある。ありますよ。しかし、それは庄原市民に合意された執行権の中でしかできないのではないですか。それを議会がこのことを否決しても市長がやりますよと言うなら、もう根本的に庄原市政のありようが問われると思うのですよ。その質問をしているので。そういうふうに議会に諮って否決されても、それは市長の思いのままにやりますよと言われたら、これは大ごとなので。否決されようが可決されようが、この議案は恐ろしい議案になりますので、その点は立場がはっきりしているなら、福山が言っていることは違うと。執行権は市長独自にあるわけで、議会の市民合意がなくても執行権はあるのだと明確におっしゃっていただければそれで議論は終わりですが。

○五島誠委員長 執行権のあり方について。答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 第一審の住民訴訟に対しまして、応訴してきて、その中で、市も取り組みをさせてきていただいております。その中で、市の考え等をこれまでも主張する中で、裁判で市と裁判所の認識があつての今回の判決と考えております。それらを踏まえる中で、市の主張をしっかりとやっつけていかなければならないということでの控訴でございますから、市の思いが違う中で現判決を認めるということにはなかなかないと考えていますので、予算等もお願いをし、取り組みをしていきたいと

ということで予算の上程をさせていただいたというところではありますが、予算がつかないから市のこれまでの思いを全てなしにする。判決をそのまま、市の取り組みが悪いというところを全て認めていくということにはなりませんので、最悪の場合については、職員を中心に取り組みをしていくことも必要だということで申し上げているところでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。執行者は退席願います。

〔執行者 退席〕

○五島誠委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の討論から許します。谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長 議席番号9番、日本共産党の谷口隆明です。本補正予算案に反対の立場から討論を行います。まず第1点は、先ほど来議論になっております住民訴訟判決の重みについてです。6年8カ月、28回の公判が行われました。被告側から準備書面25回、原告側から準備書面22回、さらに双方から複数の陳述書、証人尋問等、丁寧な審議が行われました。7年近くにわたって慎重にそれぞれが主張し尽くし、裁判所がそれぞれの主張をしっかりと検討し、最終的な裁判所の判断を下し、その理由を83ページにわたって述べています。住民訴訟でそもそも住民の全面勝訴は本当にまれなことで、それだけこの事業の推進に大きな問題があったことの証左ではないでしょうか。第2に、裁判所の判断の何を争点に、何を理由に控訴するのか。通常、こういう裁判の主戦場は第一審です。地裁での一番の続審が高裁です。市の主張が取り入れられないので再度主張するだけでは通りません。控訴するなら、一般的には裁判所の判断を覆すような控訴理由書が必要です。それがないと棄却の可能性が高いと言われています。新たな理由を出せば、逆に高裁ではなぜそれを一審で出せなかったと追及されることにもなります。第3に、市の控訴理由についてです。先ほど来議論がありますが、例えば、農政局との密接な協議で承認を得て進めたとか、あるいは補助金の返還は間接事業者の不正請求によるものなどと述べられました。前者は判決文の107ページで、後者は判決文の111ページで市の主張を明確に退けています。裁判所は、この事業の客観的な事実の積み重ねから補助金不正問題を乗り越えた次元でこの事業そのものの実現可能性が相当低かった、補助金の交付そのものが不適切だったと判断をしています。ですから今さらこのような主張をしても高裁では適用するとは思いません。第4に、バイオマス事業のどこに問題があったかです。もちろん職員は上司からの命令を受け、当然、法や条例、補助金に基づいて仕事をしており、その限りでは責めることはできませんし、責めようとも思いません。問題は、庄原市の前市長をトップとした執行体制が間接事業者の事業計画の問題点の調査を怠り、事業者の言いなりに事業を進めたことにあることは、判決文を見ても明瞭です。それは市が委託して行った2013年、平成25年3月の第三者委員会の報告でも指摘されていたことです。第三者委員会の報告書は、実施主体が信頼できるものであるかどうかを主として確認し、判断する必要があった。結果から言えば、ジュオンやグリーンケミカルは、実施主体として信頼できる民間業者ではなかった。市は早い段階でこの点を見抜き、市の損害を最小限にとどめるべきであった。また、市は民間業者が開示する情報だけでなく、市がみずからの権限を行使して情報を収集した上で、実施主体の事業遂行能力の有無の判断を行う必要があった。事業計画の変更は、いずれも計画の根幹となる部分にかかわる中止や変更であったことが重要である。市がそれらの計画の変更の原因や問題点を十分

認識していれば実施主体の事業遂行能力の適格性の欠如が早い段階で明らかになった可能性がある等々たくさん指摘していますが、そのことが今回の裁判でもさらに明確になりました。平成 25 年 11 月の二度目の農水省訪問では、庄原市のように全く稼働していないような例があるのかと聞きました。バイオマス循環資源課の室長が前代未聞の事態と答えました。いまだに農政局の承認を得て進めたとか、業者の不正によるものとかとの主張を続けることは、庄原市の社会的信用を失うことにつながると言っても私は過言ではないと考えています。第 5 に、議会としてとるべき態度についてです。客観的に見れば、議会が結果として監視チェックできなかったため、住民がかわって監査請求から住民訴訟を行い、今回の結果となりました。ここで議会がまた執行者の提案を認めれば、執行者と同じ立場に立ち、同じ過ちを繰り返すこととなります。議会は、裁判所の今回の確固たる判断の内容とその重みを十分尊重し、判断すべきであることを強調したいと思います。真相を明らかにする市民の会、原告側住民や多くの支援者は、最初の住民監査請求からすれば、はや 10 年以上の長きにわたってそれぞれ物心両面で並々ならぬ努力をして来られました。22 回の準備書面のため、毎回、刑事事件資料も含めた膨大な資料の分析、2012 年から 2013 年にかけて中国四国農政局を 4 回訪問し、東京の農水省にも 2 回訪問し、調査、懇談をしています。私も同行しましたが、全て手弁当です。市民代表である議会がこれらの努力の結果を簡単に退けてよいものでしょうか。また、当然、議会で監視できなかったのですから、予算を通した議会にも責任があるとの指摘があります。それはそのとおりですが、改めて当時を振り返ってみました。平成 19 年、平成 20 年の事業開始時には、予算議会は別として、議会には事業の進捗をほとんど説明しないで、補助金の交付申請や事業変更を行っています。その都度説明があり、一緒に議会も取り組んでいたならば責任が重いと思いますが、全く説明がありませんでした。むしろ判決文では、本事業の実現可能性については、庄原市議会でもたびたび問題視されていた経緯があると本件判決の判断材料として指摘しています。最後になりますが、原告市民の会の皆さんは、これ以上この件で市費を投じないよう強く求めておられます。言うまでもなく、仮に再び市が敗訴となれば、今度は現執行部の責任になります。改めて、庄原市の第三者委員会の指摘、今回の裁判所の判断を受けとめ、全国でも例のない事業の失敗についてはきちんと反省をし、襟を正し、今後このようなことが起こらないように決意を示すことで、市民、さらに国県の信頼回復が図れるものと考えます。そうすれば、市民と行政がまちづくり基本条例の視点でともに手を携えて新しい庄原市の産業おこし、地域おこしができるのではないかといいことを申し上げ、議員各位の良識ある判断を求めて反対討論といたします。よろしくお願いします。

○五島誠委員長　次に、原案に賛成の討論を許します。他に討論はありませんか。次に、原案に反対の討論を許します。徳永委員。

○徳永泰臣委員　今回の補正予算、議案第 90 号に関して、反対の立場での討論をさせていただきます。今回、市の方針として、第一審判決を精査され、控訴されることに対して、控訴審にかかる費用として、728 万円を補正予算として提案されておられます。先ほど谷口議員がおっしゃいましたけれども、これまで約 6 年 8 カ月の間、原告、被告がそれぞれの主張を述べ尽くし、今回、地方裁判所判決が下されました。市として控訴を決定し、控訴理由として、争点 1、2、3、4 の控訴理由の中で、何回も国と密接な協議を行ってきたと主張されておられますが、私が知っている限り、国は、庄原市に対して、本当に大丈夫なのですかと何回も言われておりました。今回また同じ主張を繰り返されると思いますが、新たな証拠もなく控訴を重ねても、判決を延ばすだけであります。本当に庄原市民として

何が一番大切なのかをよく考え、前に進んでいくべきと考えます。行政のための庄原市ではなく、市民のための庄原市であります。市の役割、公金支出は、市民福祉の向上であります。今回それにつながるのか。今回の上告により、終わりの見えない裁判で、先日の全協でも三審まで行くとも言われておりました。議員は市民の代表であります。市民の大切な税金を決して使うべきではないと、私は考えます。以上で、私の反対討論とさせていただきます。

○五島誠委員長 次は、原案に賛成の討論を許します。他に討論ありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 それでは、私は皆さんと重複しないように、簡潔に反対討論を行いたいと思いますが、今回、木質バイオマス利活用プラント整備事業にかかわって生じた予算であります。国への補助金返還に当たって、2014年12月の補正予算において修正可決をしているわけですが、議会において、特定財源から一般財源へ修正を行った理由は、本市として責任を明確にするということです。そしてまた、結果として、どのような財源から市民の皆さんに御迷惑をかけるのか、そのことを理解していただくために修正案可決を全員一致でやったわけにもかかわらず、今回このような補正予算が提案されたことが非常に残念でございます。そして、今回、判決を真摯に受けとめ、事業が今後の行政執行に求められているものと思っております。本来、地方自治法第96条の規定において、控訴に当たっては、議会の議決を経なければならないと思います。これまでの判例から議会議決を必要としないという執行者の判断ではありますが、今回議論が伯仲しているのも、この行為を通していないということも大きな一要因でございます。議会として、控訴についてどのように考えるのかということを議会に問わない。予算だけで判断をしていけという考え方、その間違いを私は指摘しておきたいと思っております。今まで多くの市の財源を投入し、補助金を返還し、さらに728万円をこのことにかかわって拠出をしていく。それは市民の皆さんに全く御理解いただけないのではないかと思います。したがって、今回の議案第90号については否決すべきと考えております。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長 次は、原案に賛成の討論を許します。政野委員。

○政野太委員 私は、この予算決算常任委員会に付託されました議案第90号に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。今回上程された議案は、庄原市木質バイオマス利活用プラント整備事業に関する損害賠償履行請求事件の裁判における第一審判決に対して不服申し立て、いわゆる控訴の手続きを行い、改めて上級審に対して本市の主張を行うために、法律の専門知見を有する代理人として弁護士に依頼するための予算でございます。私たち議会は、これまでも本事件の応訴に関し、代理人への費用に賛同してまいりました。本予算に対する反対意見の多くは、今回の控訴自体に反対するものであり、これは憲法で規定されている裁判を受ける権利、さらには日本の裁判制度、いわゆる三審制度の否定につながるものと考えております。第一審の判決が出たのだから、それを認めて判決に従えという考えは大変恐ろしいものであり、行政事件訴訟において、今回の予算を認めないというのは、事実上、控訴行為を否定するものであり、日本国憲法第32条、何人も裁判所において裁判を受ける権利は奪われないというものに議会みずから反する行為を本市の立法機関の1つである議会が行うことは、断じてあってはならないと強く感じております。改めて申し上げますが、今回、訴訟について、当初から予算を認めてきた議会が法律上認められている裁判制度に従って控訴する行為について否定することはあってはならないことだと思っております。以上の考えから、今回上程されました議案第90号について賛成することとして、議員各位の理解を求め、賛成討論といたします。

○五島誠委員長 次に、原案に反対の討論を許します。林委員。

○林高正委員 私は、議案第 90 号、庄原市一般会計補正予算第 1 号に反対の立場で討論いたします。庄原市が国に補助金約 2 億 3,800 万円を返還した問題に絡む住民訴訟で、3 月 30 日広島地裁が補助金交付の違法性と事業を進めた滝口季彦前市長の過失を認めました。つまり庄原市が滝口前市長に約 2 億 3,800 万円を請求できる正当な権利があるということを認めた判決です。4 月 5 日開催の議員全員協議会でも申し上げましたが、裁判所の判決を否定するために訴訟費用を負担してまで訴訟を起こすことに何ら意義はない。さらに言えば、控訴しなければ不利益をこうむるからするのが通常の訴訟の場合であります。今回は住民訴訟であり、公共の利益を守ることを目的としたものであるから、控訴しなくても庄原市は何ら財政上の不利益はない。総括として、滝口前市長を救済するためにわざわざ費用負担してまで請求権を自己否定することはない。よって、一般会計補正予算第 1 号は否決すべきと考えます。議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○五島誠委員長 次に、原案に賛成の討論を許します。吉川委員。

○吉川遂也委員 私は、この補正予算に賛成の立場で討論をいたします。まず、今補正予算案は、控訴審に当たって弁護士費用等の支出を認めるか否かの補正予算であって、控訴を認めるかどうかの議案ではないことを前提として議論を進めたいと思っております。先の議員全員協議会の中で明らかにされましたように、控訴の申し立ては既に済まされている点、また、控訴取り下げについては考えていないという点を踏まえ、この補正予算で審議すべきは、補正予算の中身がその算定根拠を含め適正であるかどうかを審議すれば足りるものと考えております。先ほどの執行者の説明でありましたように、その算定根拠に特段問題がないのであれば、補正予算に賛成して問題ないと考えております。この補正予算が仮に成立をし、執行されれば、その事業効果や成果については決算委員会で十分な審議をしていくことになると思います。その際には、地方自治法の中にある最少の経費で最大の効果を上げることができたかどうかが決算審査で厳しく問われることになるものと認識しております。その点で考えますと、仮にこの補正予算が否決となった場合には、訴訟代理人を立てることが困難なことから、市の主張すべき点が十分に議論されず、いずれかかる経費によってもその効果は低くなるのが容易に想定されることです。訴訟を遂行するに当たり、最善の方法は、訴訟代理人を立て、本市の主張、被告、補助参加人の抗弁を明らかにすることであり、どのような結果になろうとも、確定判決を得ることが肝要と考えております。以上の点を踏まえ、この補正予算に対する賛成討論といたします。皆さんの賛同をお願いいたします。

○五島誠委員長 次に、原案に反対の討論を許します。福山委員。

○福山権二委員 私は、議案第 90 号の反対の立場で討論をしたいと思えます。議論が続いておりますが、少なくとも庄原市長が行政の中でそれぞれの権限を行使できるのは、市民の承認、議会の承認があって初めてできるということですから、一般の市民、国民がこの法律、憲法の中にある三審制を利用するという事は、全く違った世界がこの行政の中で責任ある立場と思えますので、きょうの議論の中でも、たとえ市議会がこの補正予算を否決したとしても、それは別にこの訴訟を続けるという考え方にはどうしても合意できません。これは議員として、それでもいいという結論を出すことはできません。また、これは裁判の遂行ではなく、裁判のときに、いわゆる弁護士等の費用を出すか出さないかということだから、この裁判の本質とは全く無関係なことなのだというようなことを、この議会が、議員が判断すべきではない。提案されたものは、その背景、その目的、その有効性、そして市民

合意があるかないか、そういうことを考えてやるときには、これを裁判費用だけ、だから控訴するかしないかの判断抜きに認めてもいいのだというようなことでは、議会としての責任が果たせないと思いますので、この議案には反対をしたいと思います。そういう意味では、議会のありようが鋭く問われるこの議案でありますので、ぜひ議員の皆さんの全体の賛同をお願いしたいと思います。以上です。

○五島誠委員長 次に、原案に賛成の討論を許します。堀井委員。

○堀井秀昭委員 私は、原案に賛成の立場で討論させていただきます。賛成討論、反対討論ともに活発に行われている中でありますので、簡単に行いたいと思います。原告、被告それぞれに争点があるので裁判が起きる。裁判を起こした原告、訴えられた被告ともに、日本の法治国家のもとでは、二審、三審でその結論を求める権利を有していると思います。本来この判決で一番影響を受けるのは、補助人である滝口前市長だと思います。その影響を受ける市民である滝口前市長が控訴の判断をなされている限り、この第一審の判決は確定しがたい。当然、原告側も被告側も承認をしがたい判決である以上、控訴されて、また新たな展開をされるべきだと思います。この判決は確定ではない。議会としても、最終的な判決が出た時点で新たに毅然とした対応を取る時期がいずれ来るだろうと思います。議論を尽くしたという論点を一審で結論づけて、これ以上何を主張するのかという討論もございますが、控訴させないように仕向けるような議会の判断、これは民主主義の考えに完全に反するものであると思います。当事者の当然の権利を剥奪するようなことは、どのような状態にあっても許されるべきではない。控訴審でそれぞれ原告、被告が持っておられる意見を堂々と闘わされるべきだと思います。最終的な確定判決を得てこそ議会はその対応を確固たるものとして責任を持って進めていくことができると考えますので、今回の補正予算案については賛成の立場としたいと思います。

○五島誠委員長 次に、原案に反対の討論を許します。松本委員。

○松本みのり委員 議案第90号、令和4年度庄原市一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。今回の住民訴訟の判決を初めて聞いたときには、私も議会が承認した事業の失敗を前市長1人の責任とするのは余りにも重く酷なことではないか。今後新しいチャレンジを考えるリーダーが恐ろしくて二の足を踏んでしまうようになるのではないかと心配をしました。その後、当時の議事録、裁判の判決文などを読ませていただく中で、補助金詐欺を行った事業者の事業実施主体としての適性に疑いを持ち、市が事業を見直すべきタイミングは補助金の交付以前に幾度もあったのではないかと考えるようになりました。今回の控訴理由の中で、補助金交付は国とも密接な協議を行って決定されており、市や前市長の過失はなかったとの主張もありました。その協議内容を見てみると、当時の中国四国農政局の担当課長、係長は、資金力も人材も実績もない企業が億単位の補助金を受けて事業を行おうと計画していることに強い懸念を持たれ、万が一、補助金を悪用、目的外使用された場合には、補助金返還義務があることを市に対し再三確認をされています。平成20年8月18日には、農政局課長が、資本金が35万円しかない会社が事業を執行できるのか。2人の社員で補助金事業を実施できる体制なのか。できないと市が責任を持つのか。ジュオンは純資産3億円で、なぜ24億円貸してもらえるのか。11億円の国費が投入され、誰が責任をとるのか。補助金返還については、事業を中止した場合、返還ということでよいか。加算金が必要なことも理解しているか。グリーンケミカルが払えないときは市が責任を持つのか。市長がリスクも承知で事業をやりますと説明してほしいと、市に厳しく指摘をされています。平成20年の12月議会の最終日前には、グリーンケミカルが行った競争入札の受注企業が、市の調査の結果、グリーンケミカル、ジュオン、全く同じ兄弟がつくった企業であることが

発覚しており、市の内部でもグリーンケミカルに対する少なからぬ疑念が生じています。それでもなお、グリーンケミカル側からの資料や説明以外の具体的、客観的証拠による実態調査も十分にされないまま事業を進め、結果、約2億3,800万円もの損害を市に与えたことについての前市長の責任は重いとの考えに至りました。前市長に求められている負担が適正であるかどうかは、住民相手の控訴ではなく、別途、前市長が他に責任を取る必要があると考えられる方を相手に訴えを起こされるべきではないでしょうか。裁判を起こされた住民の皆さんは、みずからには何の非がないにもかかわらず、前市長の責任を問うために自腹を切り、大変な労力を割いて、7年近い裁判を闘って来られました。その結果の重みもしっかりと受けとめるべきだと考えます。庄原市をよくしようと日々頑張っておられる職員さんの中には、もしかすると、リーダーの判断に疑問や違和感を持ちつつも、声を上げられなかった方もいらしたかもしれません。今後同じ失敗を繰り返さないためにも、今回、事業の実現可能性を十分に検証することなく、事業を進めたリーダーの責任を不問としないこと。これからのリーダーを守るためにも、職員の皆さん自身を守るためにも、おかしいことはおかしいと担当事業に関する疑問や率直な意見を役職の上下、立場を超えて伝え合える文化、それが聞き入れられる土壌を育てていくことが重要であるとの考えです。以上のことから、今回の市による控訴費用の負担には反対をし、控訴の取り下げについても検討いただくようお願いし、私の討論を終えさせていただきます。

○五島誠委員長 次、原案に賛成の討論を許します。横路委員。

○横路政之委員 この問題は、合併した直後から起こった案件だと私は思っています。とうとうと17年が過ぎて、裁判も始まりました。当時からこの経過を知っているのは、この議員の中でも数名であります。私もその1人ですけれども、当時の背景として、合併して森林8割、西日本一の広い山を何とか活用しなくてはならない。そういう思いで滝口前市長がバイオマスタウン構想というものを立ち上げられました。あわせて、当時の世論の背景として、日本、また、世界がこぞって新エネルギーに向かって突き進んでいた状況であります。そういった中で、議会としても、当然、途中からいろいろな変更があったりして、おかしい、やめるべきだという主張が強くあったことは事実であります。これは反対討論の中でもるる言われました。しかし、結果として議会は認めてきた経緯があります。それはこの事業を何とか成功してもらいたい。何とかならないかという思いも私もありました。今回の判決は、そういったものも含めて、全てではありませんけれども、ほとんどが誤りだったという中身でございます。ということは、賛成してきた議員の1人として、それはどうなのかという思いが湧いてきます。当然、執行者にもあるわけで、先ほど何回も言うておりました。であるならば、一審の判決が不服なら控訴するというのが普通だと思います。世間でも盛んに行われております。なぜここでそういった権利、裁判制度を否定するような、控訴するなという意見が通るのでしょうか。やはり不服なら控訴する。それが普通の感覚ではないのですか。そして、もし今回、市が控訴を取り下げた場合は、課長も言うていました、滝口前市長の控訴も自動的に消滅すると。本来、前市長にも認められている、それはおかしいのではないかというような反対する場を市議会が強制的に奪っていいものか。そういった疑問もあります。そういった意味で、やはり民主主義の法のもとで公平性を保つということは、制度があるわけですので、そういった意味からこの予算には賛成していきたいと思っております。以上です。

○五島誠委員長 次、原案に反対の討論を許します。他に討論はありませんか。前田委員。

○前田智永委員 1番、前田智永でございます。私は、賛成の立場から討論させていただきます。法律

や制度等、当時のことも知識や経験が皆無の私でございますが、未熟なりに本件が該当する住民訴訟制度の4号訴訟について、さまざまな視点から勉強をしてまいりました。当時のことを知る方々に御意見を伺ったりもいたしました。前市長はもちろん、市全体で画期的な新しい事業であると大変期待されていた様子が浮かびました。当然、議会も予算等議決をして進めてきたという責任や関与は否定できません。控訴人に控訴する意思があるのですから、継続中の住民訴訟の権利を放棄させる議決は、議会の立場として、民主主義の日本の三審制度を否定することにもなりかねません。また、本議案を否決することによる市職員の負担や、将来的に長や職員となる方々がやりがいや希望を持って職に就けなくなるおそれさえあると感じ、ひいては補助金申請をする事業者や市民の利とらないと考えます。以上の理由から、庄原市議会として反対すべきでないという結論を出しました。皆さんの御理解と御賛同をお願い申し上げます。

○五島誠委員長 次に、原案に反対の討論を許します。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、討論を終結いたします。これより議案第90号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成10人、反対8人。以上のおおりの賛成が多数であります。よって、議案第90号は原案のおおりの可決すべきものと決しました。この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後0時17分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委 員 長